四　ばら積貨物船	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$961.79Dw^{-0.477}$以下であること。
	Dwが二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
五　コンテナ船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$174.22Dw^{-0.201}$以下であること。
	Dwが一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
六　冷凍運搬船	Dwが五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$227.01Dw^{-0.241}$以下であること。
	Dwが五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
七　一般貨物船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$107.48Dw^{-0.216}$以下であること。
	Dwが一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
八　前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
備考　Dwは、載貨重量トン数		

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○国土交通省環境省令第四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六第一号イの規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○環境省令第三十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の七第一号ハの規定に基づき、有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令

有害液体物質の排出率等を定める省令（昭和六十二年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。